

令和 7 年度

監査計画書

小国町監査委員

令和 7 年度監査計画

小国町監査基準第 7 条に基づき策定した本監査計画により令和 7 年度の監査を実施する。

第 1 基本方針

各種監査等の有機的な連携及び調整により監査資源を最大限に活用し、法令に適合し、正確な事務の執行及び予算の経済的、効率的及び効果的な執行を着眼点として監査を実施する。

第 2 監査の種類及び内容

令和 7 年度に監査委員が実施する監査の種類及び内容は、次のとおりとする。

1 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

2 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを必要に応じ監査する。

3 財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、公の施設の管理を行わせている団体に対し、当該財政援助に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って行われているか監査する。

4 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、正確であるか審査する。

また、例月出納検査及び財務監査の結果を活用することにより予算執行の経済性、効率性及び効果性の審査を行う。

5 例月出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

また、各会計における財務状況及び数値の裏付けとなる資料等を確認し、財務監査及び決算審査との連携を図り、合理的な監査を行う。

6 基金運用審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

7 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

第3 実施要領

1 監査の対象となる所管においては、第5に定める資料を監査委員の指定した日時までに提出する。

2 財務監査、決算審査については、提出を求めた書類を事務局が予備監査を行う。また、予備監査に基づき、監査の着眼点を整理し、監査委員と協議の上、監査を行う。

3 監査は、第5の提出書類によって、関係書類、帳簿等を確認し、あわせて関係職員の説明を聴取するほか、財務監査においては、必要に応じて現地調査を行う。

4 監査は、原則として監査委員が指定した日時に実施する。

5 行政監査の実施については、必要に応じて監査委員が決定し、通知する。

6 財政援助団体等監査の対象団体は、別途監査委員が決定し、通知する。

第4 監査体制

監査は、次の職員等の出席により実施する。

監査の種類	出席職員等
財務監査 (地方自治法第 199 条第 1 項)	課長及び関係職員
財政援助団体等監査 (地方自治法第 199 条第 7 項)	課長及び関係職員 交付先団体職員
決算審査 (地方自治法第 233 条第 2 項) (地方公営企業法第 30 条第 2 項)	課長及び関係職員
基金運用審査 (地方自治法第 241 条第 5 項)	
健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する 法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項)	
例月出納検査 (地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)	
行政監査 (地方自治法第 199 条第 2 項)	会計管理者及び関係職員 企業会計課長又は関係職員

第5 監査対象及び提出書類

監査の種類	対象	提出書類
財務監査 (地方自治法第 199 条第 1 項)	●一般会計 ●特別会計 ●企業会計	1 収支を伴う決済文書 (別途監査委員が指定) 2 契約に関する書類 (別途監査委員が指定) 3 補助金・交付金に関する書類 (別途監査委員が指定) 4 その他特に指定するもの
財政援助団体等監査 (地方自治法第 199 条第 7 項)	●財政援助を与えている団体 (別途監査委員が指定した団体)	1 監査を実施するにあたり指定する帳簿、書類等
決算審査 (地方自治法第 233 条第 2 項) (地方公営企業法第 30 条第 2 項)	●一般会計 ●特別会計 ●企業会計	●一般会計及び特別会計 1 歳入、歳出決算書 2 歳入、歳出決算事項別明細書 3 実質収支に関する調書 4 財産に関する調書 (公有財産、物品、債権) 5 予算執行報告書 6 調定票 7 税等収納簿 8 契約書及び支出に伴う決済文書 9 財産台帳 10 備品台帳 11 その他特に指定するもの ●企業会計 1 各事業会計決算書 2 決算報告書

		3 損益計算書 4 剰余金計算書又は欠損金計算書 5 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 6 貸借対照表 7 キャッシュ・フロー計算書 8 収益費用明細書 9 固定資産明細書 10 企業債明細書 11 調定票 12 その他特に指定するもの
基金運用審査 (地方自治法第 241 条第 5 項)	●地方自治法第 241 条第 1 項に規定される基金	1 財産に関する調書(基金)
健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項)	●一般会計等健全化判断比率 ●企業会計資金不足比率	●健全化判断比率 1 実質赤字比率 2 連結実質赤字比率 3 実質公債費比率 4 将来負担比率 5 各比率算定の基礎となる事項を記載した書類 ●資金不足比率 1 資金不足比率 2 比率算定の基礎となる事項を記載した書類
例月出納検査 (地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)	●一般会計 ●特別会計 ●企業会計	1 資金収支総括表 2 公金収支月報 3 収支月計表 4 一般会計等普通預金期末残高集計表 5 公金預金現在高報告書 6 一般・基金会計定期預金調書 7 部落有財産特別会計定期預金調書

		8 部落有財産特別会計 普通預金地区別現在高 調書 9 企業会計試算表 10 出納に関する伝票類 11 その他特に指定するもの
行政監査 (地方自治法第 199 条第 2 項)	必要に応じ 別途指定	監査を実施するにあたり指定す る帳簿、書類等

第6 監査の時期

実施月	例月 出納 検査	決算審査			財務 監査	財 政 援 助 団 体 等監査	行政監査
		一 般 ・ 特 別 ・ 企 業 会 計	基金運用	健全化判 断比率等			
4 月	○						必 要 に 応 じ て 実 施
5 月	○						
6 月	○	(予備監査)	(予備監査)				
7 月	○	(予備監査)	(予備監査)				
8 月	○	○	○	○			
9 月	○				(予備監査)		
10 月	○				○		
11 月	○						
12 月	○					○	
1 月	○						
2 月	○						
3 月	○						

※例月出納検査は、毎月25日に実施する。ただし、その日が、休日にあたる時、その他やむを得ない事由があるときは、期日を変更する。